

令和6年度畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業のうち
かんしょ生産性向上支援事業（かんしょ重要病害虫対策事業）公募要領

第1 趣旨

甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業のうちかんしょ生産性向上緊急支援事業（かんしょ重要病害虫対策事業）及び畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業のうちかんしょ生産性向上支援事業（かんしょ重要病害虫対策事業）（以下「本事業」という。）の事業実施主体の公募については、この要領により行うものとする。

第2 事業の内容

本事業は、サツマイモ基腐病の被害が発生したほ場を有する経営体が行う当該病害の防除のための以下の取組に係る経費の一部を助成するものとする。

1 ほ場の残渣処理

サツマイモ基腐病が発生したほ場における次期作についての当該病害のまん延リスクを最小限に抑えるため、当該病害に感染したつる、塊根その他の残渣を処理するための処理場所までの輸送費及び処理費。なお、処理費には腐熟促進剤の購入費を含む。

2 ウイルスフリー苗及び健全な種いもの利用

ウイルスフリー苗（ウイルスフリー苗から増殖された苗を含む。）及びサツマイモ基腐病に罹病していない種いもの購入費（補助の対象となる種いもの購入量は、作付面積10aに対して80キログラム、価格は、キログラム当たり270円を上限とする。）及び他地域からの輸送費並びに健全な種苗の増殖に係る当該病害未発生ほ場の借上費。

3 苗及び苗床の消毒

健全なかんしょ苗を生産することを目的として、当該苗及び苗床を消毒するために必要な薬剤等の購入費。

4 種いも及び苗の罹病検査

次期作に使用する種いも及び苗がサツマイモ基腐病に感染していないことを確認するための検査費用。

5 トンネル栽培等早期栽培の推進

かんしょの梅雨明け後の栽培期間の短縮を目的に、令和7年3月15日までに植付けを行う早期栽培に必要なトンネル用資材の購入費。

6 防除用機械の導入

重要病害虫対策を図るために農業機械等を導入又はリース導入する場合に必要な経費。

なお、本事業においては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。

（1）事業の対象となる農業機械等

- ア 防除用機械
- イ マルチャー
- ウ 深耕プラウ（概ね 60 センチメートル以上の反転耕が可能なものに限る。）
- エ 整地用機械（ロータリーを除く。）
- オ レーザーレベラー
- カ 乗用トラクター

（２）（１）のイについてはアと、エについてはウと併せて導入するものに限る。

（３）（１）のカの導入については、以下に掲げる要件をすべて満たす場合に限るものとする。

- ア 専ら、サツマイモ基腐病の防除に係る取組に使用すること。
- イ （１）のウ、エ又はオを牽引するためのものであり、これらの機械と併せて導入すること。
- ウ 導入に係る経費が、同種の機能を有する自走式農業機械と比較して安価であること。
- エ 乗用トラクターの規格が、導入を予定する機械に対して適切なものであること。

7 薬剤の散布

サツマイモ基腐病の防除効果があるとして農薬登録された薬剤の購入費及び散布を委託した場合の委託費

8 堆肥の散布

堆肥の購入費及び散布を委託した場合の委託費。

9 かんしょ輪作体系の構築の推進

サツマイモ基腐病の被害が発生したほ場を有する地域が、サツマイモ基腐病の密度を低減させ、持続的なかんしょ生産の実現を目指すため、第４の４の（１）に定めるかんしょ輪作計画を作成し、かんしょを組み入れた輪作体系（かんしょの栽培の前年又は翌年に地域における一般的なかんしょ作付期間において、かんしょ以外の作物を１年以上栽培する輪作体系をいう。以下「かんしょ輪作体系」という。）の構築に取り組み、当該計画に位置付けられた農業者等が当該計画に基づいてかんしょ輪作体系を新たに導入する場合に必要な以下に掲げる経費。

また、本取組の支援対象期間は、最大３年間とする。

なお、本取組については、10 の取組と併せて実施することができるものとする。

（１）かんしょ輪作体系の導入に要する経費

地域かんしょ輪作計画に位置付けられた輪作作物を栽培するに当たって必要な経費を支援する。

ア かんしょを作付けする場合

輪作体系の中で、以下の防除対策に取り組みながら、かんしょを栽培する取組に係る以下の経費を支援する。

（ア）苗・苗床の消毒及び排水対策に係る労務費

(イ) トンネル栽培等早期栽培に係る労務費

(ウ) 土壌消毒に使用する薬剤費、被覆資材費及び土壌消毒に係る労務費

なお、当該経費の支援対象は、サツマイモ基腐病抵抗性品種（サツマイモ基腐病抵抗性「やや強」以上を有する品種）の栽培に限定し、かんしょを組み入れた輪作体系に新たに取り組むほ場であって、初回の栽培のみ支援することとする（既にかんしょ及びかんしょ以外の作物の輪作を実施しているほ場は対象外とする）。

イ かんしょ以外の作物を作付けする場合

輪作体系の中で、かんしょ以外の作物を栽培する取組に係る経費を支援する。

なお、当該経費の支援対象は、かんしょを組み入れた輪作体系に新たに取り組むほ場であって、当該作物の初回の栽培に係る経費のみを支援することとする（既にかんしょ及びかんしょ以外の作物の輪作を実施しているほ場は対象外とする。）。

(2) かんしょ輪作計画に定めるかんしょ以外の作物の導入に当たって追加的に必要な農業機械の導入又はリース導入に係る経費（トラクターについては、輪作対象作物の生産に追加的に必要な作業機械を牽引する必要がある場合のみ対象とする。）

(3) かんしょ輪作計画に定める輪作体系の実施に必要な作業委託に係る経費

10 サツマイモ基腐病被害軽減対策の実証

サツマイモ基腐病の被害軽減が期待される生産資材の導入や輪作の実施等の防除対策の実証に必要な以下に掲げる経費のうち別表に掲げる経費を補助する。

(1) 実証計画の作成、進捗状況及び成果の把握、分析等に係る経費及び検討会の開催に係る経費

(2) 産地段階での生産規模・作業体系等を想定した防除技術の確立のための実証に係る経費

(3) 成果報告会やマニュアルの作成等実証成果の普及に係る経費

11 被害が著しいほ場への対策

サツマイモ基腐病のまん延により、被害が著しいほ場に使用する以下の資材等について支援する。

(1) 土壌消毒

土壌消毒剤（殺センチュウ剤を除く。）の購入費。

(2) 被覆資材の導入

土壌消毒に使用する被覆資材（生分解性マルチを除く。）の購入費。

(3) 他作物への転換

被害が著しい被害ほ場について、当該被害が出た翌年産において、当該ほ場が所在する地域における一般的なかんしょ作付期間にかんしょ以外の作物を栽培し、サツマイモ基腐病菌の密度を低減する取組（かんしょの再作付けを目的

とするものに限る。)に要する経費。

なお、被害が著しいほ場とは、令和6年産においてサツマイモ基腐病の被害が発生したほ場のうち同年産の単位面積当たり収量が、サツマイモ基腐病の被害が発生していない直近の年産の単位面積当たり収量に比べ、3割以上減少したほ場とし、被害が著しいほ場面積は、次に掲げる計算式により算定するものとする(以下同じ)。

- ・ サツマイモ基腐病の被害が発生していない直近の年産の単位面積当たり収量(A)

経営体ごとのかんしょ総出荷量(全ての用途)をかんしょ総作付面積で除した単位面積当たり収量

- ・ 令和6年産の単位面積当たり収量(B)

サツマイモ基腐病が発生したかんしょほ場の総出荷量(全ての用途)を当該ほ場のかんしょ総作付面積で除した単位面積当たり収量

- ・ 被害が著しいほ場面積

$1 - (B \div A) = 0.3$ 以上の経営体のうち、Bを算定した際に用いたほ場のかんしょ総作付面積

※Bから算出される被害割合は、ほ場ごとに算定することを基本とするが、ほ場ごとの算定が困難な場合については、経営体全体での算定も可とする。

12 交換耕作の推進

(1) 交換耕作の取組

ア 令和6年産においてサツマイモ基腐病の被害が著しいほ場を耕作した農業者が、当該ほ場では令和7年産のかんしょ栽培を行わず、専らかんしょを作付けしていない農業者から3年以上かんしょを作付けしていないほ場を借受して、サツマイモ基腐病の対策を行いつつ令和7年産のかんしょを栽培するために要する経費を補助する。

イ 補助対象面積は、令和6年産においてサツマイモ基腐病の被害が著しいほ場面積と当該ほ場を耕作した農業者が専らかんしょを作付けしていない農業者との間で新たに賃借契約等を締結したほ場での令和7年産のかんしょ栽培面積のいずれか小さい面積とする。

(2) 交換耕作体系確立のための体制整備

地域で交換耕作を進めるために必要な以下に掲げる経費のうち別表に掲げる経費を補助する。

ア 農業者に対する交換耕作意向調査に係る経費

イ 地域における話し合いを行うための会合の開催に係る経費

ウ 交換耕作の展示ほの設置等農業者の研修会の開催に係る経費

エ 先進地の取組調査に係る経費

オ 交換耕作計画の作成に係る経費

13 継続栽培

- (1) 令和6年産においてサツマイモ基腐病の被害が発生したほ場を耕作する農業者が、令和7年産におけるサツマイモ基腐病の対策を行いつつ、当該農業者が保有等する農地において令和7年産のかんしょ作付けを継続するために要する経費を補助する。なお、取り組むことができる農業者は、以下の全てを満たす者とする。

ア 令和6年産における被害発生ほ場の割合が、当該地域におけるかんしょ作付面積全体の5割以上の県又は市町村において、作付けを行っているもの。

イ サツマイモ基腐病対策を行い（枕畝の廃止等排水対策は必ず実施）、令和7年産の作付けを行うもの。

ウ 加工業者等との植付前の出荷契約を締結するもの。

エ 収入保険に加入しているもの又は共済組合等と連携して農業者への個別説明による収入保険の加入促進を行う市町村・農協等の管内に所在し、収入保険に関する説明を受けた旨の確認書を別記様式第1号別添別紙により作成し事業実施主体に提出するもの。

- (2) 補助対象面積は、令和6年産の被害発生ほ場面積と加工業者等と植付前に出荷契約を締結した面積のいずれか小さい面積とする。

第3 応募要件

- 1 本事業の公募に応募できる者は、事業実施地区が指定地域（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第33条第1項の指定地域をいう。以下同じ。）にあって、かつ、令和6年産においてサツマイモ基腐病の発生した地域にあり、かんしょの生産振興の取組を行う次に掲げるものとする。
- (1) 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体であって、以下に掲げる者をいう。）
- ア 農業協同組合
- イ 農業協同組合連合会
- ウ 農事組合法人
- エ 農事組合法人以外の農地所有適格法人
- オ 特定農業法人及び特定農業団体
- (2) かんしょでん粉製造事業者
- (3) かんしょでん粉製造事業者の組織する団体
- (4) かんしょ加工品製造事業者
- (5) 協議会（かんしょの生産振興に係る関係者により組織される団体をいう。）
- 2 事業実施主体は次に定める基準を満たすものとする。
- (1) 事業実施主体の代表者や役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代

表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。

- (2) 事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にした運営等に係る規約等(以下「規約等」という。)が定められていること。
 - (3) 規約等において、一つの手続きにつき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
 - (4) 第2の6、9及び10において農業機械等の導入又はリース導入を行う場合は、受益戸数が3戸以上又は受益農業従事者(農業(販売・加工等を含む。)の常時従事者(原則年間150日以上従事する者)をいう。以下同じ。)が5名以上であること。
- 3 1の(5)の者が事業実施主体となる場合は、当該事業実施主体は、農業協同組合、地方公共団体等のかんしょの生産振興に係る関係者により組織される団体であって、代表者の定めがあり、組織及び運営について規約の定めがあるものとする。

第4 採択要件等

1 成果目標

成果目標は、次に掲げる(1)及び(2)の目標から1つ以上設定することとする。ただし、第2の9及び9と併せて実施する場合の10の取組については、(3)に掲げる目標とする。

- (1) 重要病害虫が発生したほ場の10a 当たり収量を10%以上増加
- (2) かんしょ作付面積全体に占める重要病害虫が発生したほ場面積の割合を10ポイント以上削減
- (3) かんしょ輪作計画に位置付けられた事業開始年度が同じ農業者グループのかんしょ平均単収が事業実施前に比べ5%以上増加

2 目標年度

目標年度は、事業の対象として作付けされたかんしょが収穫される年度とする。

ただし、第2の6、10(第2の9と併せて実施する場合を除く。)及び12の(2)の事業については事業実施年度の翌々年度、第2の11の(3)の事業については再作付けされたかんしょが収穫される年度とし、複数の取組を行う場合は、事業の対象として作付けされたかんしょが収穫される最終年度とする。また、第2の9及び9と併せて実施する場合の10の事業の目標年度は、事業実施年度から4年目から6年目の3か年平均とする。

3 事業実施計画の採択要件

- (1) 取組の内容が、事業の目的に合致したものであること。

- (2) 取組の内容が、1の成果目標の達成に直結するものであること。
- (3) 取組の内容が、かんしょの生産性向上に寄与すると認められること。
- (4) 事業が実施されることが確実と見込まれること。
- (5) 事業費に、補助対象外の経費が含まれていないこと。
- (6) 事業実施主体の構成員が環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下、「みどりの食料システム法」という。）に基づく環境負荷低減事業活動実施計画、基盤確立事業実施計画等の認定を受けている場合又は認定を受けることが見込まれる場合は、採択に当たって適切な配慮をするものとする。
- (7) 事業を実施する地域において、地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条に規定する地域計画をいう。）が策定されている場合又は策定に向けた協議が実施され策定が見込まれている場合は、採択に当たって適切な配慮をするものとする。
- (8) 採択決定通知日までに農業の生産性の向上のためのスマート農業の促進に関する法律（令和6年法律第63号）第7条第1項に定める生産方式革新実施計画の認定を受けている者又は事業終了時までに当該認定を受けることが確実である者であって、事業実施主体の取組の内容が当該生産方式革新実施計画の内容に合致している場合は、採択に当たって適切な配慮をするものとする。

なお、地方農政局長等は、あらかじめ事業申請者に対して、地方農政局長等が自然災害等、やむを得ない事情があると認めた場合を除き、事業終了時までに当該認定を受けることができないことが明らかとなった場合においては、事業申請者が自ら当該事業を取り下げ、中止又は廃止することについて、同意を得るものとする。

- (9) トラクターを導入又はリース導入する場合にあつては、APIを自社のwebサイトや農業データ連携基盤での公開等に表示すること等を通じて、データを連携できる環境を整備している、又は事業実施年度末までに整備する見込みであるメーカーのものを選定するとともに「補助事業等によって導入する農業機械の選定について」（令和6年9月24日付け文書番号農林水産事務次官依命通知）の定めるところによることとする（農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーについては、これに当たらない。）

4 実施基準及び要件等

第2の9の取組については、以下に基づいて実施するものとする。

- (1) 事業実施主体は、事業実施計画書の提出時に、地域で導入しようとするかんしょを組み入れたかんしょ輪作計画を添付し、かんしょ輪作計画に基づき第2の9の取組を行うものとする。

ただし、第2の9及び10の取組を一体的に実施し、10の地域の関係者等が参画した検討会においてかんしょ輪作計画を作成する場合は、事業実施計

画書の提出時は、かんしょ輪作計画の案を添付し、10 の検討の中でかんしょ輪作計画を確定させることとする。

- (2) かんしょ輪作計画には、かんしょ輪作体系の内容(対象作物、栽培期間等)、かんしょ輪作体系を導入する地域、運営体制、本事業に取り組む農業者情報等を記載することとし、計画期間は原則3年間とする。
- (3) かんしょ輪作計画に位置付けられ、本事業に取り組む農業者は、事業実施期間中に当該計画のかんしょ輪作体系を1周期実施し、本事業終了後、目標年度までに2周期以上を実施することを必須とする。また、目標年度以降もかんしょ輪作体系の実施に努めることとする。
- (4) 本事業によるかんしょ輪作の効果を適切に評価するため、かんしょ輪作計画に位置付けられた農業者の平均単収の評価は、事業開始年度が同じ農業者グループ単位とする。このため、事業開始年度が同じ農業者グループにおける事業実施期間途中の構成員及びほ場の変更は、天災や事故等の本人の責に寄らない理由を除き、原則認めないものとする。なお、やむを得ない理由で構成員、ほ場等の変更が生じた場合は、変更理由の付記及び変更箇所を明記した上でかんしょ輪作計画の変更届を九州農政局事業担当課に提出するものとする。
- (5) 事業実施主体は、かんしょ輪作計画に基づき、農業者、農業者団体、試験研究機関、行政機関等の地域の関係者と連携して、輪作導入の実証、運営体制の検証、分析、改善等に取り組み、当該地域へのかんしょ輪作体系が定着するよう努めることとする。
- (6) 事業実施主体は事業評価時に、評価シートに輪作計画の実績(輪作体系の導入状況、かんしょ生産量の推移等)、効果(サツマイモ基腐病の被害軽減、生産性向上等の状況)等に係る資料を添付して提出するものとする。

第5 事業実施期間

令和8年3月31日までとする。

第6 助成

- 1 「補助対象経費の積算等については、補助事業等の厳正かつ効率的な実施について」(平成19年9月21日付け19経第947号農林水産省大臣官房長通知。)及び「過大精算等の不当事態の防止について」(昭和56年5月19日付け56経897号農林水産大臣官房通知。)によるものとする。
- 2 補助対象経費は、次のとおりとする。
 - (1) 事業の実施に直接必要な経費であって本事業の対象として明確に区分できるものであり、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものとする。また、その経理に当たっては、他の事業等の会計と区分して経理を行うものとする。
 - (2) 本事業は、次期作に向けた調整作業に時間を要し、かつ、緊急性が高い

ことから、令和6年産におけるサツマイモ基腐病が発生したほ場において収穫作業が行われた日以降の取組についても助成の対象とする。

3 本事業の補助率については次のとおりとする。

(1) 第2の1から8の取組

事業に要した経費の1/2以内とする。

(2) 第2の9の取組

(1) のアの(ア)の取組は、10a 当たり 5,000 円、(イ) 及び(ウ)の取組は、10a 当たり 10,000 円とする。

(1) のイの取組は、作付面積 10a 当たり 10,000 円とする。なお、第2の11の(3)の取組の支援を受ける場合は、本取組の補助対象外とする。

(2)、(3)の取組は、事業に要した経費の1/2以内とする。

(3) 第2の10の取組

事業に要した経費の10/10以内とする。

(4) 第2の11の取組

(1) 及び(2)の取組は、事業に要した経費の1/2以内とする。

(3)の取組は、かんしょ以外の作物の作付面積 10a 当たり 30,000 円とする。なお、第2の9の(1)のイの取組の支援を受ける場合は、本取組の補助対象外とする。

(5) 第2の12の取組

(1)の取組は、10a 当たり 30,000 円とする。

(2)の取組は、事業に要した経費の10/10以内とする。

(6) 第2の13の取組

令和6年産において、サツマイモ基腐病の被害が発生したほ場のうち、被害が著しいほ場については 10a 当たり 20,000 円、それ以外のほ場については 10a 当たり 10,000 円とする。

2 第2の6、9及び10の取組において農業機械等の導入又はリース導入を行う場合は、次の基準により補助する。

(1) 補助率は1/2以内とし、リース導入の場合は、リース物件購入価格（消費税抜き）の1/2以内とする。

(2) 本体価格が50万円以上の農業機械等（アタッチメントを含む。）であること。

(3) 原則、新品であること。ただし、九州農政局長が必要と認める場合は、中古農業機械等（法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。）が2年以上の農業機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。

(4) 本事業においては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。

(5) 次の取組に係る経費は、補助対象としないものとする。

ア 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

イ 農業以外に使用可能な汎用性の高いものの導入（例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）に係る経費

ウ 国の他の補助金等を受けた（又は受ける予定の）経費

(6) 農業機械等の導入及びリース導入に係る留意事項

ア 導入及びリース導入共通の留意事項

(ア) 導入等する農業機械等の能力・規模が、受益農業従事者数及び受益面積の範囲等からみて適正であること。また、補助対象事業費が、実勢価格により算定されており、その規模については、事業実施に必要な最小限なものであること。

(イ) 導入等する農業機械等は、既存の農業機械等の代替となる同種・同能力のもの（いわゆる更新）ではないこと。

(ウ) 農業機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業機械等の希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札の実施又は複数の業者（原則3者以上）から見積りを提出させること等により、事業費の低減を図るものとする。

(エ) 導入等する農業機械等について、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に加入することが確実に見込まれること。

(オ) 事業実施主体が、国庫補助事業により農業機械等の導入又はリース導入に対する支援を受けていた実績がある場合は、当該農業機械等の法定耐用年数の期間内における当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。

(カ) 受益農家戸数又は受益農業従事者が事業開始後にやむを得ず3戸又は5名に満たなくなった場合は、新たに受益農家又は受益農業従事者を募ること等により、3戸又は5名以上となるように努めるものとする。

(キ) 事業の管理に当たる責任者が配置されていること。

(ク) 農業機械等の導入又はリース導入を行う事業実施主体は、後継者が確保されているなど、事業の継続性が担保されていること。

(ケ) スマート農機（トラクター等）、ドローン（ほ場の情報を取得するIoT 機器搭載機等）等を導入又はリース導入する場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン」で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、事業実施主体（事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあっては、当該貸付けの対象となる者）は、そのデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結するものとする。

(コ) 本事業では農機が取得する位置情報及び作業時間等に関するデータ（以下「農機データ」という。）について、農業者等が当該データを当該農機

メーカー以外のシステムでも利用できるようにするため、農林水産省の補助事業等を活用してトラクターを購入またはリース・レンタルする場合は、API※を自社の web サイトや農業データ連携基盤での公開等を通じて、データを連携できる環境を整備しているメーカーのものを選定することを要件とする。

※ API (Application Programming Interface) とは、複数のアプリケーション等を接続 (連携) するために必要な仕組みのこと。

※ なお、トラクターのメーカーのうち、農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーについては、今回の要件の対象に当たらない。

(サ) 本事業で導入する農業機械等については、「補助事業等によって導入する農業機械の選定について」(令和 6 年 9 月 24 日付け 6 農産第 2268 号農林水産事務次官依命通知) の定めるところによる。

(シ) 本事業により導入した農業機械等については、本事業名等を表示するものとする。

イ 農業機械等を導入する場合の留意事項

(ア) 農業機械等の利用期間は、法定耐用年数以上とする。

(イ) 事業実施主体は、農業機械等の導入を行った場合は、交付等要綱第 25 第 3 項に定める財産管理台帳を九州農政局長に提出するものとする。九州農政局長は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳に基づき、財産処分制限期間中の農業機械等の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

(ウ) 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として農業機械等を導入する場合については、次によるものとする。

a 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、九州農政局長と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっては同様とする。

b 事業実施主体が賃借料を徴収する場合は、原則として、次の算式により算出される額以内であることとする。

事業実施主体負担 (事業費 - 補助金) / 当該農業機械等の耐用年数 + 年間管理費

c 賃借契約は、書面をもって行うこととする。なお、事業実施主体は、賃借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

ウ 農業機械等をリース導入する場合の留意事項

(ア) 農業機械等のリース期間は、事業実施年度から目標年度の間 (年単位とし、1 年未満は端数を切り捨てる。) 以上で法定耐用年数以内とする。

(イ) リース料助成額については、次の算式によるものとする。

リース料助成額＝リース物件購入価格（消費税抜き）×助成率（1／2 以内）

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式によるものとする。また、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

リース料助成額＝リース物件購入価格（消費税抜き）×（リース期間÷法定耐用年数）×助成率（1／2 以内）

リース料助成額＝（リース物件購入価格（消費税抜き）－残存価格）× 助成率（1／2 以内）

（ウ）事業実施主体は、本事業について交付決定を受けた後に、リース事業者
に機械を納入する事業者を、一般競争入札の実施又は複数の業者（原則
3 者以上）からの見積りにより選定した上で、リース契約を締結するリ
ース事業者及びリース料を決定するものとする。なお、リース事業者の
選定にあっては、一般競争入札等の実施により事業費の低減に努めるも
のとする。

（エ）事業実施主体は、（ウ）の選定結果及びリース契約に基づき機械を導入
し、九州農政局長に対し補助金の申請を行う場合は、借受証及びリース
物件の購入価格を証明する書類等を添付するものとする。

（オ）事業実施主体は、リース料助成金の支払先としてリース事業者を指定
することができるものとする。

3 第2の1から8、10（9と一体的な取組を除く）、11の（1）及び（2）、
12及び13については、令和7年産のかんしょ作付けに向けた取組とする。

4 補助対象経費の積算等については、「補助事業等の厳正かつ効率的な実施に
ついて及び過大精算等の不当事態の防止について」によるものとする。

5 第2の10及び12の（2）の取組による成果物（収穫物）の有償での配布又は
目的に反した利用・配布は原則行わないこととする。ただし、本取組による栽培
実証ほの収穫物について、成分分析・評価等に応じないものが生じ、かつ、それ
らについて廃棄等による処分に追加の経費が必要な場合は、それらを本実証ほを
管理する農業者等に帰属させ有償での配布等をできるものとする。

なお、この場合、第2の10の（2）及び12の（2）のウに係る経費のうち生
産資材費については、実証目的とは直接関係なく当該作物の栽培に一般的に要す
る資材に係るものの補助率を1/2以内とする。

6 本事業は、次期作に向けた調整作業に時間を要し、かつ、緊急性が高いこと
から、令和6年産におけるサツマイモ基腐病が発生したほ場において収穫作業

が行われた日以降の取組についても、交付決定前着手届の提出及び交付申請書に着手年月日を記載等の手続きにより、支援の対象とすることができるものとする。

7 事業実施主体は、事業が適正に行われたことが確認できる資料（伝票、領収書、写真等）を保管するものとし、地方農政局長等は、必要に応じて、事業実施主体に当該資料を求めることができるものとする。

8 次に掲げる取組に要する経費は、補助対象外とする。

（１）第２の１については、ほ場残渣と分別したポリマルチの処理費用

（２）第２の９、１０、１１の（３）及び１２の取組でかんしょを作付けしないほ場は、第２に掲げる１、９、１０、１１の（３）及び１２を除く全ての取組

（３）国の他の助成事業を通じ、又は地方公共団体その他国以外の者から、現に支援を受け実施中又は実施予定となっている取組

（４）学校、試験研究機関等公的機関が作付けしているかんしょを対象とする取組

（５）砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第３３条第１項の規定に基づくでん粉原料用いも交付金への上乗せ等収入の単なる補てんに当たる取組

（６）事業実施主体の自己資金又は既に完了している取組

（７）自家労賃の補てんに当たる取組

（８）事業の実施期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費

（９）補助対象経費に掛かる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

9 機械の納入に当たっては、「強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプの交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」第２の６の（２）のイ 本対策における利益等排除について準用するものとする。

第７ 審査方法等

1 九州農政局長は、応募者が第３の応募要件を満たすこと及び第１０の３に定める応募書類が全て整っていることを確認した後、応募があった事業実施計画について、第４の採択要件等を満たしていることを審査した上で、取組内容及び成果目標が妥当であるか等について、農産局長が開催する選定審査委員会に諮るものとする。

なお、応募者は、事業実施計画の提出を行う場合、あらかじめ、応募者の主たる受益地区が所在する県又は市町村と調整を図るものとする。

2 九州農政局長は、１の選定審査委員会による審査結果に基づき、予算の範囲内で、補助金を交付することが妥当と認められる者（以下「補助金交付候補者」という。）を決定する。

なお、審査の経過は応募者に通知しないものとし、審査の経過についての問い合わせその他一切の照会には応じないものとする。

第8 審査結果の通知

審査の結果（補助金交付候補者として決定されたか否か）については、補助金交付候補者の決定次第、速やかに応募者に対して通知する。

第9 重複申請の制限

応募者が、同一の内容で、既に国から他の補助金の交付を受けている場合若しくは採択が決定している場合は、審査の対象から除外し、又は採択の決定を取り消すこととする。

なお、他の国からの補助金等について採択が決定していない段階で、本事業に申請することは差し支えないが、他の国からの補助金等の採択の結果によっては、本事業の審査対象から除外し、又は本事業の採択の決定を取り消す場合がある。

第10 応募方法

1 公募期間

令和7年3月31日（月）から令和7年5月9日（金）午後5時まで（必着）

2 提出先及び問合せ先

応募書類は、郵便による場合は以下の提出先の住所に、電子メールによる場合は以下の提出先の電話番号に連絡の上、聞き取ったメールアドレスにそれぞれ提出するものとする。なお、ファックスによる提出は受け付けない。また、資料に不備がある場合は、審査の対象ならない場合がある。

問合せは、以下の問合せ先にし、問合せ時間は、平日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。なお、電子メールによる問合せは、不可とする。

<提出先>

- ・九州農政局生産部園芸特産課
〒860-8527 熊本県熊本市西区春日2丁目10番1号熊本地方合同庁舎
TEL：096-300-6251、FAX：096-211-9780

<事業に関する相談窓口（問合せ先）>

- ・九州農政局生産部園芸特産課
〒860-8527 熊本県熊本市西区春日2丁目10番1号熊本地方合同庁舎
TEL：096-300-6251、FAX：096-211-9780
- ・事業担当課：農林水産省農産局地域作物課
TEL：03-6744-2115（直通）

3 提出に当たっての留意事項

（1）提出すべき応募書類は、以下に掲げる書類とする。

- ア 応募申請書（別紙様式1）
- イ かんしょ重要病害虫対策事業 事業実施計画書（別紙様式2）
- ウ 規約、役員名簿、総会資料等、応募者の活動内容が分かる資料
- エ 申請書類チェックシート（別紙様式3）

（2）事業実施計画書等は、公開している様式のファイルを活用して作成すること。

- (3) 応募書類を郵送等により提出する場合は、(1)に掲げる書類を封筒に入れ、「令和6年度補正かんしょ重要病害虫対策事業応募書類在中」と表に朱書きして提出先に提出するものとする。

なお、提出書類は返却しない。また、機密保持には十分配慮する。

- (4) 申請書類を電子メールによる提出を希望する場合は、(1)に掲げる書類を添付し、件名を「かんしょ重要病害虫対策事業の申請書類（応募者名）」とし、本文に「連絡先」と「担当者名」を必ず記載する。

また、添付するファイルは圧縮せずに、1メール当たり7メガバイト以下とするとともに、複数の電子メールとなる場合は、件名の応募者名を応募者名・その〇（〇は連番）とする。

- (5) 提出期間内に到着しなかった申請書類は、いかなる理由があろうと無効とする。または、申請書類に不備等がある場合は、審査対象とはならないので、この要領を熟読の上、不備等のないよう作成すること。

- (6) 審査に当たり、農林水産省から応募者に申請内容の確認を行う場合がある。

4 審査期間

令和7年5月中旬予定（諸般の事情により、変更することがある。）

5 採択・不採択の連絡

令和7年5月下旬予定（諸般の事情により、変更することがある。）

第11 補助金交付候補者に係る責務等

補助金の交付決定を受けた補助金等交付候補者は、事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、次の条件を守らなければならない。

1 補助金等の経理管理

交付を受けた補助金の経理（預金口座（無利息型）の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器設備等財産の取得及び管理など）に当たっては、次の点に留意する必要がある。

- (1) 補助金等交付候補者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。）等の法令に基づき、適正な執行に努めること。
- (2) 補助金等交付候補者は、補助金の経理を補助金等交付候補者の会計部署等において実施すること。なお、特殊な事情により、当該補助金等交付候補者の会計部署等に補助金の経理を行わせることができない場合は、国内に居住し、各補助金等交付候補者が経理能力を有すると認める者（学生を除く。）に経理を行わせ、経理状況について公認会計士又は税理士の定期的な確認を受けるなど、適正な執行に努めること。
- (3) 補助金等交付候補者は、補助金の経理状況を常に把握するとともに、補助金の使用に当たっては、公正かつ最小の費用で最大の効果があげられるように経費の効率的使用に努めること。

2 事業の推進

補助金等交付候補者は、予算成立後制定される補助金交付等要綱及び実施要領等を遵守し、事業実施に必要な手続、事業全体の進行管理、事業実施年度の翌年度から目標年度の翌年度まで事業実施状況の報告、事業成果の公表、事業終了後の事業評価等、事業実施全般についての責任を持たなければならない。

3 取得財産の管理

本事業により取得又は効用の増加した事業設備等の財産（以下「取得財産」という。）の所有権は、補助金交付等要綱及び実施要領等に基づき、補助金等交付候補者等に帰属する（補助金等交付候補者の代表者個人には、帰属しない。）。

ただし、取得財産の管理、処分等に関しては、次のような制限がある。

- (1) 取得財産については、交付規則に規定する処分の制限を受ける期間（以下「処分制限期間」という。）においては、事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければならない。
- (2) 処分制限期間においては、取得財産のうち1件当たりの取得価格が50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する必要があるときは、事前に九州農政局長の承認を受けなければならない。

なお、九州農政局長が承認をした当該取得財産の処分により得た収入については、交付を受けた補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

4 使用済プラスチックの適正処理

事業実施主体は、購入したマルチ等プラスチックを使用する農業者に対し、園芸用使用済プラスチックの適正処理に関する基本方針（平成7年10月23日付け7食流第4208号食品流通局長通知）に基づき、使用済プラスチックを適正に処理するよう指導することとする。

5 国による事業成果等の評価に係る協力

本事業終了後、次年度以降の政策立案等に反映させるため、事業成果の波及効果、その活用状況等に関して、国による評価を行う場合があり、その際、ヒアリング等の実施についてご協力をお願いすることがあるのでご協力願いたい。

6 個人情報の取り扱い

補助金等交付候補者は、本事業により知り得た個人情報について、本事業以外の目的で使用し、又は第三者に漏洩してはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うものとする。

7 作業安全の確保

補助金等交付候補者は農林水産業・食品産業の現場の作業安全のための規範に係るチェックシートを用いて事業実施期間中に作業安全に係る状況を確認し、作業安全の確保に努め、九州農政局長に対してチェックシートを提出するものとする。

第12 補助金の返還

九州農政局長は、補助金等交付候補者について、次に掲げる場合のいずれかに該当し、これに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認める場合は、補助金の一部若しくは全部を減額し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部について返還を命ずることができるものとする。

- 1 本事業において導入された資材及び農業機械等が事業実施計画に従って適正かつ効率的に利用されていないと判断される場合
- 2 リース契約を解約又は解除した場合
- 3 補助金等交付候補者又はリース事業者のいずれかが事業を中止した場合
- 4 財産処分制限期間内において購入物件又はリース物件が消滅又は消失した場合
- 5 九州農政局長に提出した事業実施計画書等の書類に虚偽の記載をした場合
- 6 締結されたリース契約が、第6に定められたリース契約の条件に合致しなかったことが明らかになった場合
- 7 事業評価等の報告を行った場合

(別表)

補助対象経費

費目	細目	内容	注意点
備品費		事業を実施するために直接必要な試験・調査用備品の経費 ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。	・取得単価が50万円以上の備品については、見積書（該当する備品を1社しか扱っていない場合を除き、原則3社以上）、カタログ等を添付すること。 ・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
旅費	委員旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席又は技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門的知見を有する外部有識者への旅費	
	専門員調査旅費	事業を実施するために直接必要な専門員が行う資料収集、各種調査、打ち合わせ、成果発表等の実施に必要な経費	
	研修旅費	事業を実施するために必要となる旅費・受講料等の研修費用	
謝金		事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供及び資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。

賃金		事業を実施するために直接必要な業務を目的として、本事業を実施する事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）の経費	・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・賃金単価の設定根拠となる資料を添付すること。 補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること。
使用料及び賃借料	会場借料	本事業を実施するために直接必要な検討会、技術講習会等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	借上費	事業を実施するために直接必要なほ場、農業機械、分析機器、貯蔵施設等の借上経費	・対象となる機械等の借上げを必要とする理由、期間等について明確にした上で実施すること。 ・借上げの際は、見積書（該当する機械等を1社しか扱っていない場合を除き、原則3社以上）、カタログ等を添付すること。 ・ほ場の借上費の単価の設定根拠となる資料を添付すること。
需用費	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	講習会受講費	事業を実施するために直接必要な資格取得に要する講習会の受講等経費	
	資料購入費	事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の購入経費	・新聞、定期刊行物、広く一般に定期購読されているものは除く。
	原材料費	事業を実施するために直接必要な栽培実証、収穫物の品質評価、加工適性試験、副産物活用等に必要資材や原材料等の経費	・資材や原材料等は物品受払簿で管理すること。

	消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間(補助事業実施期間内)又は一度の使用によって消費され又はその効用を失う少額な物品の購入経費 ・ＣＤ－ＲＯＭ等の少額(３万円未満)な記録媒体 ・試験等に用いる少額(３万円未満)な器具等	・消耗品は受払簿で管理すること。
委託費		本事業の交付目的たる事業の一部分(例えば、本事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等)を他の者(協議会等の構成員の民間企業等を含む。)に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・事業そのもの又は本事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間団体等内部で社内発注を行う場合は、利潤を排除した実費弁済の経費に限る。
役務費		事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り立たない調査・管理、分析、試験又は加工等を専ら行う経費	
雑役務費	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代の経費	・切手は物品受払簿で管理すること。
	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書等に添付する印紙の経費	
	保険料	事業を実施するために直接雇用した者に支払う社会保険料の事業主負担分の経費	

	通勤費	事業を実施するために直接雇用した者に支払う通勤手当等の経費	
	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
処分費	処分料	未譲渡性を担保するために、本事業の実施により得られた収穫物等の廃棄処分にかかる経費	・未譲渡性の担保を目的に行う処分料以外は、補助の対象外とする。

- 1 賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房予算課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。
- 2 上記欄の経費であっても、以下の場合にあっては認めないものとする。
 - （1）補助事業の有無にかかわらず事業実施主体が具備すべき物品等の購入
 - （2）補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルをした場合